

京都市訓令甲第25号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

第1条中「第2条」を「第1条」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(共通専決事項及び特定専決事項以外の事項の専決)

第5条 前2条の規定にかかわらず、局長等は、別表第1及び別表第2に掲げる専決事項以外の事項で、自己の専決事項に準じると認めるものについて、専決することができる。

別表第1局長の項第3号中「3日以内の」を削り、同項第33号中「規定する事項」を「掲げる専決事項」に改め、「係る」の右に「政策及び重要な」を加え、同号を同項第36号とし、同項第32号を同項第34号とし、同項の次に次の1号を加える。

(35) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る重要な事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関すること。

別表第1局長の項中第31号を第33号とし、第7号から第30号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 予算の流用及び移用に関すること。

別表第1局長の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 所属職員の営利企業等の従事の許可等に関すること。

別表第1 庶務担当部の部長及び庶務担当室の室長の項中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 1件5,000,000円以下の予算の流用及び移用に関する事。

別表第1 部長及び室長の項第1号、第2号及び第4号中「準ずる」を「準じる」に改め、同項第13号中「規定する事項」を「掲げる専決事項」に改め、「軽易な」を削り、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関する事。

別表第1 担当部長の項中「担当部長」の右に「及び企画部長」を加え、同項に次の2号を加える。

- (3) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関する事。

- (4) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る事務事業の計画及び実施に関する事。

別表第1 課長、庶務を担当する副室長及び課を置かない室の庶務を担当する担当課長の項に次の2号を加える。

- (11) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る軽易又は定例的な事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関する事。

- (12) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関する事。

別表第1 担当課長の項中「担当課長」の右に「及び情報企画担当課長」を加え、同

項に次の2号を加える。

(4) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る軽易又は定例的な事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関すること。

(5) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関すること。

別表第2 総合企画局長の項及び企画部長の項を削る。

別表第2 広報課長の項第3号から第5号までを削る。

別表第2 パートナーシップ推進室担当課長の項から情報企画担当課長の項までを削る。

別表第2 総務局長の項第3号中「企画監」を「危機管理監、企画監」に改め、「服務監」の右に「観光政策監」を加え、同項第15号を削る。

別表第2 総務部長の項第3号から第6号までを削る。

別表第2 総務課長の項第3号から第5号までを削る。

別表第2 行政改革課長の項から輸送課長の項までを削る。

別表第2 人事部長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を削る。

別表第2 厚生課長の項第2号を削る。

別表第2 国際化推進室担当課長の項を削る。

別表第2 理財局長の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号から第22号までを削る。

別表第2 財務部長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「償還」の右に「並びにこれらに伴う経費の支出決定」を加え、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、

第8号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、第12号から第18号までを削る。

別表第2主計課長の項第1号中「の償還」の右に「及びこれに伴う経費の支出決定」を加え、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

別表第2財産監理課長の項第3号から第7号までを削る。

別表第2調度課長の項第6号及び第7号を削る。

別表第2税務部長の項第3号を削る。

別表第2主税課長の項第1号中「地方道路譲与税」を「所得譲与税、地方道路譲与税」に改め、同項第2号中「利子割交付金」の右に「、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金」を加える。

別表第2環境局長の項第3号から第35号までを削る。

別表第2環境政策部長の項第3号から第55号までを削る。

別表第2地球環境政策課長の項から環境指導課長の項までを削る。

別表第2まち美化推進課の項第2号から第10号までを削る。

別表第2廃棄物指導課長の項及び施設部長の項を削る。

別表第2文化市民局長の項第2号から第13号までを削り、同項第14号中「規則」を「京都市消費者保護条例施行規則」に改め、同号を同項第2号とし、同項第15号から第18号までを削り、同項第19号を同項第3号とする。

別表第2文化部長の項第3号を削る。

別表第2文化課長の項第1号から第22号までを削り、同項第23号を同項第1号とする。

別表第2文化財保護課長の項を削る。

別表第2市民生活部長の項中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号から第8号までを4号ずつ繰り上げる。

別表第2市民総合相談課長の項から勤労福祉青少年課長の項までを削る。

別表第2市民スポーツ振興室長の項第3号から第17号までを削る。

別表第2産業観光局長の項を削る。

別表第2商工部長の項第1号から第5号までを削り、同項第6号を同項第1号とする。

別表第2産業振興課長の項から観光企画課長の項までを削る。

別表第2観光振興課長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削る。

別表第2農林部長の項第1号から第15号までを削り、同項第16号中「条例」を「京都市農業共済条例（次号及び第3号において「条例」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第17号を削り、第18号を第2号とし、第19号を第3号とし、第20号を第4号とし、第21号及び第22号を削る。

別表第2農業計画課長の項第2号から第5号までを削り、同項第6号中「条例」を「京都市農業共済条例」に改め、同号を同項第2号とし、同項第7号から第12号までを削る。

別表第2農業振興整備課長の項からスーパーテクノシティ推進室副室長の項までを削る。

別表第2保健福祉局長の項中第5号から第23号までを削り、第24号を第5号とし、第25号を削り、第26号を第6号とし、第27号から第30号までを削り、第31号を第7号とする。

別表第2保健福祉部長の項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「（次号及び第8号において「法」という。）」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とする。

別表第2障害企画課長の項を削る。

別表第2障害保健福祉課長の項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、第9号から第13号までを削る。

別表第2 生活福祉部長の項第2号中「(次号及び第4号において「法」という。)」を削り、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第2 地域福祉課長の項を削る。

別表第2 保険年金課長の項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 老人保健法による医療費、高額医療費及び移送費の支出決定に関すること。

(4) 国民健康保険法による保険給付及び老人保健法による医療の給付に係る第三者に対する損害賠償請求に関すること。

別表第2 保険年金課長の項第5号を削る。

別表第2 生活福祉部審査課長の項を削る。

別表第2 子育て支援部長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削る。

別表第2 児童家庭課の項第1号を削り、同項第2号「児童手当」の右に「及び児童扶養手当」を加え、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 児童扶養手当の受給資格及び額の認定に関すること。

別表第2 児童家庭課の項第4号を次のように改める。

(4) 児童扶養手当の支給の制限及び一時差止め並びに不正利得の徴収に関すること。

別表第2 保育課長の項を削る。

別表第2 長寿社会部長の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第2 長寿福祉課長の項を削る。

別表第2 保健衛生推進室長の項第2号から第10号までを削り、同項第11号中「法」を「結核予防法」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第12号から第30

号までを削り、第31号を第3号とし、第32号から第60号までを削る。

別表第2保健衛生推進室部長の項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「(次号及び第6号において「事業」という。)」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、第9号から第14号までを削る。

別表第2健康増進課長の項第2号から第5号までを削る。

別表第2地域医療課長の項を削る。

別表第2生活衛生課長の項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号及び第8号を削り、同項第9号中「条例」を「京都市斎場条例」に改め、同号を同項第2号とし、同項第10号を削り、同項第11号中「条例」を「京都市共葬墓地条例」に改め、同号を同項第3号とし、同項第12号から第15号までを削る。

別表第2都市計画局長の項第4号から第51号までを削る。

別表第2都市企画部長の項第2号から第8号までを削る。

別表第2都市総務課長の項第3号から第9号までを削る。

別表第2都市づくり推進課長の項を削る。

別表第2都市計画課長の項第2号から第17号までを削る。

別表第2都市景観部長の項から監察課長の項までを削る。

別表第2住宅室長の項を削る。

別表第2住宅室部長の項第4号から第7号までを削る。

別表第2住宅政策課長の項を削る。

別表第2すまいまちづくり課長の項第2号から第4号までを削る。

別表第2住宅管理課長の項及び住宅保全課長の項を削る。

別表第2建設局長の項中第2号から第11号までを削り、第12号を第2号とし、第13号を削り、第14号を第3号とし、第15号を第4号とし、第16号を第5号

とし、第17号を削り、第18号を第6号とし、第19号から第27号までを削り、第28号を第7号とし、第29号を第8号とし、第30号から第37号までを削る。

別表第2 管理部長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削る。

別表第2 建設総務課長の項第3号から第6号までを削る。

別表第2 監理検査課長の項及び道路部長の項を削る。

別表第2 道路管理課長の項第2号から第4号までを削る。

別表第2 道路明示課長の項から道路建設課長の項までを削る。

別表第2 放置車両対策課長の項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「条例」を「京都市自転車等放置防止条例」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号から第13号までを削る。

別表第2 街路建設課長、立体交差課長及び広域幹線道路課長の項を削る。

別表第2 水と緑環境部長の項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を削り、第6号を第2号とする。

別表第2 緑政課長の項及び緑地管理課長の項を削る。

別表第2 河川課長の項第1号を削り、同項第2号中「法」を「河川法」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号から第7号までを削る。

別表第2 都市整備部長の項から用地室担当課長の項までを次のように改める。

都市整備部長	(1) 土地区画整理事業の施行に伴う建築物等の移転及び除却に要する1件10,000,000円以下の損失補償に関すること。 (2) 仮換地の指定に伴う1件10,000,000円以下の損失補償に関すること。 (3) 保留地収入の収入決定に関すること。
--------	---

(4) 土地区画整理事業清算金の収入決定及び支出決定に関するこ
と。

(5) 市街地再開発事業の施行に伴う1件10,000,000円
以下の損失補償に関すること。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)